

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

クレハ建設株式会社
福島県いわき市錦町綾ノ町16番地

2. 指名停止措置期間

令和8年3月17日から令和8年4月16日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

クレハ建設株式会社は、福島県及び茨城県で請け負った民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営むものと、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和7年12月22日付けで国土交通省東北地方整備局長から同法第28条第3項の規定に基づく監督処分（営業停止命令）を受けた

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄および不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく設置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不正実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 山田 清美 電話 018-836-2070